

暴力団を排除する方法とは？

井手たくの問い

平成19年2月に暴力団対策法に定める不当要求防止責任者を選任した建設業者3,000社に対して、建設業における暴力団等の資金獲得活動の実態に関するアンケート調査を実施しましたが、そのアンケート結果が（警察白書に）掲載されています。この結果についてはどのように考えているのでしょうか。

暴力団対策課長の答え

警察白書によりますと、関東地方の建設業者は、この5年間に暴力団等と関係する建設業者の存在について27.7%が聞いたことがあると回答がご

ざいました。当県におきましても、そのことを裏付けるような事案がございまして、平成17年に



厚木市内の建設業者が暴力団と密接な関係を有していることが判明し、警察から県に通報したことがございました。その結果、県は平成17年11月25日、当該業者を指名除外といたしました。

藤沢市内の暴力団情勢

各年12月末数

資料3

平成15年		平成16年		平成17年		平成18年		平成19年	
構成員	準構成員	構成員	準構成員	構成員	準構成員	構成員	準構成員	構成員	準構成員
約40人	約60人	約40人	約60人	約50人	約70人	約50人	約60人	約50人	約70人
約100人		約100人		約120人		約110人		約120人	

(神奈川県警資料より)

井手たくの問い

警察白書には、公共事業からの暴力団排除の検討状況が書かれております。

一つ目は、暴力団が地元対策費などの名目で金銭を喝取する。二つ目は、暴力団関係企業が下請参入を行う。三つ目は、談合を容認する見返りに上納させる。この三つを現状認識として明記されておりますが、神奈川県警察としても、こういう認識をしているのか伺います。

暴力団対策課長の答え

暴力団が地元対策費などの名目で金銭を要求することにつきましては、県内でも、平成19年中15件ございまして、そのうち1件を検挙し、残る14件に行政命令を発出しております。全国と同様の状況であると認識しております。

次に、暴力団関係企業が下請参入を行うことにつきましては、県内でも平成19年中、暴力団構成員が下請けに参入したとして6件の中止命令を発出しており、全国と同様の状況があると認識しております。

井手たくの問い

警察白書の中で、（暴力団と関係を有する建設業者がいると聞いたことがある旨回答した者に対しその建設業者と暴力団などとの関係について質問したところ）役員または従業員が暴力団と個人的な付き合いをしているが37.7%、役員または従業員が暴力団などの構成員であるというのが15.1%、役員または従業員が暴力団等の構成員の親族であるが12.2%、暴力団などが出資や融資をしているが5.5%という結果になっています。（これらを踏まえて暴力団の排除については）十分（対応）網羅されているのでしょうか？

暴力団対策課長の答え

役員に暴力団がいるとか、会社に暴力団の兄弟や親戚がいることが判明したものにつきまして、28件を排除しているという実態がございまして、